



Himeji city society of commerce and industry

# 商工会ニュース

第116号  
平成31年3月11日  
姫路市商工会

## 無料 法律相談 の開催

事業のトラブル解決

●日時 平成31年 **4月17日** (水)

午後2時 ~ 午後4時

●場所 姫路市商工会 本所

秘密厳守

※相談希望の方は、事前に電話予約を！

(079) 336-1368

## 無料 税務相談 の開催

税務関係の事例についての的確にアドバイス

●日時 平成31年 **3月27日** (水)

午後2時 ~ 午後4時

●場所 姫路市商工会 本所

秘密厳守

※相談希望の方は、事前に電話予約を！

(079) 336-1368

平成30年分の所得税・消費税確定申告は下記の日程となっております

税目	納期限	振替納付日
申告所得税	3月15日(金)	4月22日(月)
消費税及び 地方消費税	4月1日(月)	4月24日(水)

平成30年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の公募開始について

中小企業・小規模事業者等が取り組む、生産性向上に資する革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援するものとして、本補助金が公募になっております。

※詳しくは ⇒⇒⇒ [全国中小企業団体中央会ホームページ](#) にて

- 本所 〒671-2103 姫路市夢前町前之庄 1434-15 TEL (079) 336-1368 FAX (079) 336-1130
- 家島支所 〒672-0102 姫路市家島町宮 1900 TEL (079) 325-0629 FAX (079) 325-2359
- 香寺支所 〒679-2151 姫路市香寺町香呂 204-1 TEL (079) 232-0570
- 安富支所 〒671-2401 姫路市安富町安志 1151 TEL (0790) 66-2696

各支所（香寺・安富）開館日：3月15日（金）・4月1日（月）

安心 安全 国がつくった

# 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

## 制度の特長

### 1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

### 2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

### 3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を  
中小機構が  
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

#### 契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

#### 共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

小規模共済

検索